

フランスの社会保障・社会福祉制度

——その形態の特徴と生活文化との関連——

松 村 祥 子

はじめに

フランスは、高福祉国といわれている。社会保障給付費の対国民所得比をみても、スウェーデン、西ドイツとともに、世界最上位にある。1980年5月に誕生したミッテラン (François MITTERAND) 社会党政権にとっても、社会保障・社会福祉の問題は、最重要課題となっている¹⁾。しかし経済の低迷、政治的不安定、旧植民地問題等数々の困難をかかえた中で、1979～80年の一時的黒字があったとはいえ、長期的には赤字財政に悩み、多様化し、増大するニードに対応しきれない現在の社会保障・社会福祉制度のもつ諸問題を解決していくのは、たやすいことではない²⁾。フランスの社会保障・社会福祉制度が推進されるにあたりいつも目標にされてきた“連帯と平等化” (Solidarité et Egalité) の理念が、今、フランスのたつ社会的、経済的苦境の中で、どのように再確認され、新しい進路を切り開いていくことができるか。特に、真の意味での国民の生活要求を考慮した「生活保障としての社会保障・社会福祉制度」のあり方とは何か。歴史的経過からも、相対的には、国民の手で確保された下からの制度として評価されるフランスの生活保障の形態の特徴と生活文化（生活

意識・生活行動様式により具体化される生活様式・生活志向・生活規範）の関連を考えることは、大変興味深い。本稿では、その研究視点の提案と、実際にフランスの生活文化および社会保障・社会福祉の内容を簡単に紹介しつつ、その研究方法の若干の展開を試みてみたい。

I 研究視点

生活文化と社会保障・社会福祉制度の関連を考察する時、2つの方向がある。

第1には、人々の生活の中で、既存の社会保障・社会福祉制度が果たしている役割は何か。つまり、その国では、社会保障・社会福祉が国民生活の内容にどのような影響を与えているか。その国特有の生活文化の形成をどう促しているかを検討する方向である。例えば、フランスの最低賃金制度 (SMIC) は、平等な徹底ぶりで知られているが、フランスの平均賃金水準は、世界最上位ではない。しかし、社会保障の諸手当等を加算していくと、実質的にはかなり高い生活水準になる。また賃金から課税分を差し引いた可処分所得は、低賃金層で相対的に高くなり、それに所得比例方式の保険料等を考慮すると、所得の再分配効果は大きい³⁾。さらに、家族手当、住宅手当、余暇手当等も、個別に人々の生活様式に少なからず影響

1) ミッテラン政権下の社会保障・社会福祉制度について知るためには、次のものが参考になる。

・“Les propositions du Parti Socialiste”, 1981, documentation socialiste.
・Jacques Fournier: “Le Pouvoir du social”, 1979, Press Universitaire de France.

2) 特に、医療保険部門の赤字が長年の課題となり、特に財政悪化した部門への一部国庫補助や保険料率の算出方法の改定等、種々の対策が試みられている。

3) 1978年における平均月収は階層別に次のようになっている (L.E.R.C より)

農 業 従 事 者	2,450F
商工業従事者管理職 (上)	9,850F
管 理 職 (中)	4,850F
雇 用 者	2,900F
労 働 者	2,750F

を与えている。

第2の方向は、人々の生活文化が、どのように社会保障・社会福祉制度の形成を促してきたか。また、実際に国民性とか個別の生活志向が、社会保障・社会福祉制度のあり方とどう関わっているかをみていく方向である。例えば、後述するように、個人主義的、自立的生活意識は、制度の画一化を妨げ、各自の特権を守る諸制度を残存させ、制度の複雑化を促した。また、諸制度の創設、運営管理にあらゆる層の国民が積極的に参加していること、これは社会保障制度だけでなく、例えば社会福祉施設における収容保護でも、個室を原則とし、施設運営会議は被収容者中心に行われること等、一部共通の、しかし多面にわたりわが国とは異なった特色もみられる⁴⁾。

この2方向は、実際の社会事象としては、表裏一体で分離しがたいが、今回は、試みに第2の方向から、フランスの生活文化と社会保障・社会福祉制度にどのような関連がみられるか。それは、歴史的にみても、どのような特徴となっているかを考察してみたい。

II フランス人の生活文化

フランスは、多民族国家といわれるように歴史的にも、種々の民族の侵入と闘争を繰り返してきた国である。したがって東のアルザスは、ゲルマン系の影響が強く、北のフランドルは北欧系、南仏の人びとは地中海的で、容貌はもとより、言

語、習慣、性格、気質など実に多様である。食生活の嗜好から整理整頓の方法に至るまで地方色がある。おのおの接近する国の影響も受け、学校制度や社会保障・社会福祉制度にも独自性が保たれている⁵⁾。またもちろん、大都市と農漁村では、生活様式・生活内容に著しい違いがみられる⁶⁾。しかし、こうした地方格差を越えてなお、浮き彫りにされるフランス的生活文化の特徴がある。それは抽象的にいうと、「生活枠組の様式の保守性とその上に新しい生活様式を積み重ねていく際の生活行動様式の能動性・革新性」である。具体的にいうと、家庭内電化製品(例えば、電気洗濯機)などの普及の遅さ、低さ⁷⁾に表われるような在来

- 5) ドイツとの国境にあり、19世紀以降でも、普仏戦争、第1次、第2次世界大戦をととして、3回も国籍を変更したアルザスでは、学校教育の中の宗教教育、社会保障制度の特別法等、ドイツの影響が今なお市民生活の中に色濃く残っている。

- 6) 大学生の出身階層を示す次の表からも、地域、職業による生活水準、生活様式、生活志向の格差が窺える。

両親の職業社会階層	大学生 (%)			1975年に おける17 歳の人口
	1967—68	1974—75	1978—79	
農業経営者	6.3	6	5.4	9.5
“雇用者	0.7	0.7	0.4	2
商工業経営者	15.4	11.7	10.6	8.7
自由業および上層	34.5	32.9	33.5	8.3
中間層	17.4	16.4	17.8	8.5
雇用者(Employes)	9.3	9.2	9	8.7
労働者(Ouvriers)	11.1	12.6	13.2	40.7
サービス従業者	0.8	0.8	1	2.5
その他	4.5	9.7	9.1	9.6
計	100	100	100	100

資料：Ministere de l'éducation, note d'information n° 79-42.

- 7) 近年、著しくテレビも普及し始めたが、わが国と較べるとカラーテレビの普及率、洗濯機の普及率は低い。

- 4) 例えば、パリ市における公私の老人ホームのほとんどが、個室を原則として運営されている。

所得別生活快適度 (1978年)

(単位：%)

	夫婦の年間所得							
	合計	10,000F以下	10,000F～20,000F	20,000F～30,000F	30,000F～50,000F	50,000F～80,000F	80,000F～120,000F	120,000F以上
自動車	66.1	16.5	24.4	52.8	77.0	90.5	93.5	96.0
テレビ(白黒)	87.0	64.7	76.5	86.2	91.0	92.5	93.1	94.5
(カラー)	25.2	7.4	12.7	17.9	26.4	34.5	40.3	53.0
冷蔵庫	92.9	73.3	82.7	91.9	96.7	98.3	99.3	99.0
洗濯機	75.0	36.0	51.5	69.5	82.6	88.6	91.2	93.6
皿洗い機	11.7	2.2	1.0	2.5	8.2	18.7	37.2	64.1
冷凍庫	20.9	8.7	10.4	16.9	28.9	26.8	26.0	28.7

資料：Jacques Fournier, Nicole Questaux, "Traité du Social Situations, lutte politiques, institutions", p. 770.

の生活パターンを守ろうとする保守性が特に生活枠組に関して強くみられる。ところが、行動心理意識の面では、逆にかなり革新的で、意欲的である。夫婦の家事分担の平等度や、余暇をアクティブに個性的に過ごすこと等、1例であろう⁸⁾。日本の戦後、特に昭和30年以降の急速な生活の枠組の変革のプロセスとの中で依然として強い生活志向の他律性、受動性と対照である⁹⁾。

フランス人の生活文化の保守性と革新性は、個々の家庭の内部で併存していると同時に、社会階層的にもみられる。フランス革命以来の平等の理念の影響や、20世紀初頭から大きな社会勢力として国民の生活権を主張しつづけている労働組合運動の成果もあり、フランス人の最低生活保障への努力は、単なる最低水準の確保というより所得の平等化が主眼とされてきた¹⁰⁾。しかし、中世以来

の身分社会の慣習は姿を変えて、自由主義ブルジョア社会の中での職業階層を作り、各職業階層はかなり固定した生活文化を保持しつづけている。親の職業を世襲していくという傾向は弱まりつつあるが、誰もが大学進学をめざし、固定的な職業評価、ランク付けが、国民の生活目標を決定的に左右する日本の状況とは異なる。今なお、相対的には、多様な職業観が各階層に残り、自分に合った生活の方法を求める努力がなされている。例えば、衣食住どの生活側面においても、使い捨てのインスタントものの便利さ是否定できない時代性があるとはいえ、普遍的な良きもの、価値あるものへの執着は大変強い。時間をかけて楽しむ食習慣は、生命維持だけとは異次元の立派な生活文化であり、食事をとおして種々の人間関係・子供の教育社会化が実現されている。また、良い家具を購入することは、フランス人にとっては、単なる蓄財や生活の便宜のためばかりではない。使いやすく、美的にもすぐれた半永久的価値をもつ家具を保有し、子孫に伝えていくことははかならずよい生活様式の伝承の意味を強くもっている¹¹⁾。妻の稼働率¹²⁾の高いこの国では、家計管理も、児童養育も、夫婦の共同責任の意識が高い。支出に関しての特徴としては、自分たちの生活を楽しむために納得して使う出費には大変寛容であるが、彼らの観念で浪費とみなすものや税金をはじめ公共的なものへの支出へのチェックは厳しく行う。このような生活様式の特徴をとおして引き出される

- 8) 有地亨著「フランスの親子、日本の親子」(NHK ブックス, 1980)では、次のように紹介されている。「夫が、家事、育児に向ける1日の平均時間は、フランスの夫は1時間20分、西ドイツ、ソ連では1時間24分、アメリカでは、1時間13分で大差がないが、日本の夫は極端に少なくてわずか8分である」(同書 p.195)。また、妻の職業別、学歴別にみた夫から受ける家事援助の割合は以下のとおりである。

	全体	学 歴			
		小学教育	技術教育	中学教育	高等教育
家庭にいる妻	19%	21%	20%	12%	26%
働 く 妻	44	42	33	48	50

- 9) フランスでは全国民の平均5割弱がバカンスに出かけ70歳以上の高齢者でも3割の人は余暇を自宅以外で過ごしている(1977年)。但し、わが国のようなレジャー産業誘導型は一部で、大半の人は低コストで、いかに個性的な余暇をすばやく工夫をこらしている。

- 10) 先進工業諸国における物価と賃金の変化(1954年を100とした1974年の指数)

	名目賃金	物 価	実質賃金
西 ド イ ツ	727	200	364
イ タ リ ア	815	283	288
フ ラ ン ス	994	349	285
ポ ル ト ガ ル	798	286	279
ベ ル ギ ー	531	215	246
日 本	991	405	245
ス ウ ェ ー デ ン	744	311	239
ス イ ス	475	218	218
イ ギ リ ス	708	328	216
ア メ リ カ	338	203	166

(Jacque Fournier 前掲書より引用)

- 11) 家具の購入への関心は、住宅の入手、買換えと同程度に強い。

- 12) 有地亨「フランスの親子、日本の親子」(NHK ブックス, 1981年)によると、働く母親で、保育すべき幼児を抱えている場合に3人に1人が働いていると述べ、次のような資料が引用されている。

子の人数別の1968年と1975年に結婚した女性の労働率

	子 1 人 0～3 歳	子 2 人 1～3 歳	子 3 人 1～3 歳
25～29歳の女性			
1968年	50.5	26.6	11.9
1975	66.6	39.1	14.3
30～34歳の女性			
1968	48.7	31.2	15.1
1975	65.1	47.9	19.0

(I. N. S. E. E.)

生活行為様式を総合すると次のようにいえる。すなわち、「自分の欲するものを獲得することには、非常に熱心で意欲的であり、その結果、自分の手に入ったものは、責任をもって大切に守り続ける。さらに続く新しい革新的な生活様式の変化も、その土台の上に積み重ねていく」。この行為原則は、個人・家庭のみならず、企業・国家・その他の社会集団においても重視されている。そしてフランスの生活文化の「保守性と革新性の併存」¹³⁾、「個別的でありながら全体として強いまとまりと個性」をもつ性格とかかわっている。そして、それは、以下で検討していく社会保障・社会福祉制度が、常に“平等”をスローガンにしてきたのにもかかわらず、ミッテランにより批判された如く、“不平等のチャンピオン”になってしまった土壌であり、一方でヨーロッパで、最後の新しい体制を作る国と期待されることも矛盾しない社会的性格であろう。

III フランスの社会保障と社会福祉制度

(1) 制度の概略

フランスの社会保障制度については、わが国でもすでに詳しい紹介がなされている¹⁴⁾。社会福祉制度についても、近年強い関心が寄せられている¹⁵⁾。したがって、本稿においては、表1を参照しつつ、特徴的な点だけに触れていきたい。

1) 社会保障の一般制度

表1 フランスの社会保障と社会福祉制度の概略

I	社会保障の一般制度 (民間商工業部門被用者)
	社会保険 (医療・年金)
	労災補償
	家族手当
II	社会保障の特別制度 (各種国営事業、中央および地方政府等の被用者)
	自治制度 (商工業自営業者、自由業者、職人等)
	農業制度 (農業被用者、農業経営者)
III	社会扶助制度
	医療扶助: (居宅、入院) 現物・現金支給
	老齢扶助: 老齢手当, 家事援助, 施設給食
	障害扶助: 補償手当, 再教育施設, 収容施設
	児童扶助: 養育者のいない児童の保護・委託 (里親)
	養育者のいない児童の監督 (民間施設)
	教育扶助
IV	(失業対策)
	失業手当・職業教育
V	その他の事業
	貯蓄事業
	協同組合事業
	互助組合事業
	宗教・個人による社会福祉事業

(1981: 筆者作製)

フランスの社会保障制度は、社会保険・労働災害補償・家族手当の3本の柱から成り立っている。一般制度 (表1-I) の対象者が、全制度の被保険者数の70%を占めている¹⁶⁾。「社会保険」は医療と年金からなっている。医療保険は、わが国と異なり、医療および薬剤の償還という形で行われるが、被保険者本人とその扶養家族への償還率の差別はない¹⁷⁾。原則として医療費75%、薬剤費70%、病院入院100%で、その他傷病手当金もある。医療・薬剤費償還は、被保険者が当該金庫に医師や薬局

13) 有地, 前掲書195頁参照。

14) フランスの社会保障制度については、わが国では主に次のような文献にて紹介されている。

○有泉亨監修「ヨーロッパの社会保障法」東洋経済新報社, 1977。

○健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」東洋経済新報社。

○同上「国際社会保障研究」

○社会保障研究所「季刊社会保障研究」東京大学出版会。

フランスで教科書的に使用されているものは、次のようなものである。

○J-Jacques Dupeyroux, "Droit de la Sécurité Sociale", DALLOZ, 1977。

○"les institutions Sociale de la FRANCE", la documentation française, 1980。

○"La sécurité sociale au passé et au présent", Revue des affaires sociales Janv-mars, 1979。

15) フランスの社会福祉については、わが国で翻訳されているものは、主に社会福祉の教育制度を紹介された次の著書である。

○デモット著 (阪上裕子訳)「フランスの社会福祉」岩崎学術出版社, 1970。

フランスでは以下のような文献がある。

○A. THEVENET, L'Aide Sociale en France, Paris P. U. F Que sais-je? 1972。

○Collection historique dirigée par Maurice AGULHON et Paul LEMERLE, NOUS, LES ASSISTANTES SOCIALES, Aubier Montagne, 1980。

○Elie Alfandari, aide sociale, action sociale, DALLOZ, 1977。

16) 一般制度の被保険者数は1,350万人 (76年) である。

17) このことは、現に働いている労働者への対策を主眼とするわが国の体系と較べると興味深い。

の支払証を提出申請して行われる。年金保険には拠出制と無拠出制のものがある。拠出制年金は、被保険期間により、「完全年金」と「比例年金」が区別されて60歳以上に適用される¹⁸⁾。無拠出年金は、65歳以上、所得制限の下で支給されている。「労働災害、職業病補償」には、長期給付（廃疾年金・遺族年金）および短期給付（非労働日への生活費支給）がある。「家族手当」は、フランスの社会保障制度の中でも、歴史的、形態的にみてもユニークなものである¹⁹⁾。1978年法以降、フランスに居住し、子供の養育費負担を負う者はすべてその対象者となる「全国民適用の制度」となった。所得比例制をとる他の社会保障の諸制度と異なり均一制、すなわち手当額は一定の算定基準の下で一律に計算されている²⁰⁾。すでに今世紀はじめから人口の老齢化が進み、特に出生率の極端な低下が問題にされてきたこの国での家族手当は、人口政策との関連も強くみられる²¹⁾。

2) 社会保障の自治制度

この制度は、表にみるように、各職業に従事する者の特権を守りながら一般制度からは独立させた制度であるが、構成、内容は1)の一般制度と類似である。

3) 社会扶助制度

何らかの原因で、自立生活ができないため、社会的援助の必要な人に対する無拠出制の現金、現物、サービスを公的に支給する制度である²²⁾。日本の生活保護制度および社会福祉諸制度のカバーする範囲とほぼ同じ対象をもつ。関連法律は、1)、2)に対する「社会保障法」とは別で、「家族および社会扶助法」である。例えば生活扶助、医療扶助等の現金支給の場合、居住地の市長に申請し、県知事に資料を回覧し、資力調査を経て決定され

る。財源は、国、県、市で分担されるが、給付内容により負担割合が異なる²³⁾。1963年～1977年の費用支出表をみると児童への扶助が増え、医療扶助が減っている²⁴⁾。これは、社会保障制度全体としての逆の傾向とは対照的である。

4) 失業対策制度

フランスでは、失業対策制度は、伝統的には社会保険とは、切り離して考えられてきた。雇用対策の観点が強くてそれが失業手当の内容にも表われている²⁵⁾。

5) その他の事業

貯蓄事業、協同組合事業、互助組合事業および宗教、個人による民間社会福祉事業がある。日本では除外されるような前三者の組織の中で、実際にはきわめて活発な社会保障、社会福祉的活動がなされている。例えば公私の貯蓄事業や協同組合事業では、単に企業や個人からの拠出金の収集、保管をするだけでなく、その資金や加入メンバーの特徴を生かして、独自の消費推進活動や福祉活動を行っている²⁶⁾。互助組合事業も広く浸透しており、地域、職域ごとの組織の中で、1)、2)の社会保険を補う制度を作ったりして、社会保障の一般制度とも密接な関連をもっている。宗教団体および個人による社会福祉事業におけるフランスの特徴は、財政的公共性と、事業運営の個性の保持にある。つまり、歴史的にも実績をもつカト

23) 第1グループ：児童、公衆衛生に関しては、国81%の負担(パリ55%)

第2グループ：医療、住宅等への援助、国64.4% (パリでは10%) の負担

第3グループ：老人医療、障害者への援助、国12%～88% (パリでは10%) の負担

(J. J. Dupeyroux, 「前掲書」 p. 1082)

24) 社会扶助支出の変化 (1963→1974→1977) をみると、児童への扶助 (22.1%→34.6%→33.3%)、医療扶助 (22%→19.1%→15%)、老人への扶助 (12.7%→14.8%→14.7%) となっている ('les institutions sociales de la FRANCE', p. 164)。

25) 失業基本手当、特別手当等の受給者数は1974年25万9,000人、1977年71万9,000人、1980年(新制度) 90万8,000人となっている。

26) 中世以来の職人組合がフランス革命後、禁止令により解体したものの19世紀初頭より職域、地域ごとの相互扶助組合が結成され、また同時に、貯蓄金庫を中心に、資金のプールと不時の支出のための貸出しを中心とした活動が活発となった。それが、国の社会保険・社会保障制度が確立した今なお同時に活発な活動を続けている。

18) 「完全年金」は被保険者期間 37.5 年の者が、60歳以上に達したとき受給資格が与えられる。

19) 第2子以降を対象とする「家族手当」のほか、「産前手当」「片親手当」等、多様な手当が設けられている。

20) 社会給付全体の中で家族手当の占める割合は1960年31%から1978年16.8%と低くなっているが、国際的にみると、今なお最上位にある (Jacque Fournier, Nicole Questiaux, 「前掲書」 p. 619)。

21) 筆者稿「フランスの家族手当制度の歴史」参照 (児童問題講座Ⅱ, 1976年, ミネルヴァ書房)。

22) Elie Alfandari, 「前掲書」参照。

リックをはじめとする宗教団体の施設が今なお数多く残っている²⁷⁾。ここでは、前述の如く、建物の保有、事業の性格は、伝統的なままで、財政的にのみ公共的に成り立っている所も多い。つまり、対象者に支給される社会保険、家族手当、社会扶助費等と、直接施設に支給される運営・管理費等が、民間施設でもその主な財源になっているところが多い。他方、公立の施設（例えば公立の病院）の社会福祉サービスの一環として、宗教人（司祭等）の伝道活動²⁸⁾も古くから定着している。フランスで社会福祉 (Le Service Social) という場合、一般にその担当者 (les assistantes sociales et les assistants sociaux) の活動内容をさしている。つまり社会福祉は、社会扶助領域にとどまらず、社会保険・家族手当を扱う金庫、民間の施設そして互助組合事業等の活動の一端としても行われている。企業の枠を超えず、むしろ企業の発展のために実施される日本の厚生福利事業とは異なる性格をもつ、公共的組織によるこうした諸活動も、フランスでは社会保障・社会福祉制度の中に含まれることが多い。つまり、社会保障・社会福祉制度の内容や機能は、法的制度や管轄主体の守備範囲で切られず、対象者のニーズにより多様に、複層的に実施されている。

(2) 形態の特徴

以上概観したフランスの社会保障・社会福祉制度の形態の特徴は、すでに一般的にも指摘されて

いる性格²⁹⁾を再確認し、さらにフランス人の生活文化とのかかわりを示唆する。

第1に、フランスの社会保障・社会福祉制度は、制度的に多元で複雑な構成をもっていること。既述のように、利益を同じくする者が自分たち固有の特別の利権を保持するため各自の制度を持続させていることが主な原因である。さらに5)で述べた諸事業の多様な福祉活動、保険料補填機能、民間事業のあり方等々も、1)～2)の諸制度間の多面的連繋の一因となっている。歴史的にも、長い間に段々に作られた制度を積み重ねてきたため、制度全体としては統一性を欠き、制度間の調整と統合化への努力はいつもフランスの社会保障の課題となっている³⁰⁾。しかし、既得権の利点を守ろうとする各職業層の積極的試みは、制度の複雑化という弊害を残しつつも、フランスでは社会保障諸分野での高い給付水準を保つことを可能にできた³¹⁾。

第2の特徴は、社会保障の収入の財源にみられる³²⁾。労災補償、家族手当の諸費用は、使用者による単独負担である。社会保険料の使用者負担も、日本はもとより、西ドイツ、イギリス等より大変高い。イタリア同様国庫負担が少なく、フランスの社会保障が労資の再分配といわれる所以である。これには、伝統的にフランスの企業における使用者責任³³⁾が企業内の恩情主義をとらず、社会的に企業の枠を超えて行われてきたこと、それを促し

27) フランス赤十字、ノートルダム慈善会、サン・バンサンポール会等の活動が活発である。

28) aumonerie といわれて、病院のほか、学校刑務所、陸海軍等の施設つき司祭とその社会活動。

32)

社会保障の収入

	フランス	西ドイツ	ベルギー	イタリア	オランダ	イギリス	アイルランド	デンマーク
使用者拠出金	59.6	45.6	43.8	67.6	42.9	40.6	24.8	10.5
被保険者 "	20.6	25.8	20.2	13.1	36.2	17.7	12.7	2.5
(うち、俸給)	(16.1)	(20.9)		10.3	28	16.8		
国庫負担その他	19.8	18.6	36	19.3	20.9	41.7	62.5	87
計	100	100	100	100	100	100	100	100

資料: Jacques Fournier, Nicole Questiaux, 「前掲書」557頁より引用。

33) この使用者責任を Paternalisme としてとらえ社会保障・社会福祉全体を la Protection sociale ととらえる

29) 特にフランスの社会保障制度については、上村政彦氏により「社会保障年鑑」(健保連)その他をとおして詳細に行われている。本稿も上村氏の業績を参照している。

30) 社会保障の現体系の創案者ピエール・ラロック以来、制度の統合化への数々の努力が試みられている。

31) Annuaire statistique de la France 参照。

考え方も強い。

た発案者のアイディアと、国の協力そして何より長期にわたり使用者責任を確認させてきた労働組合運動の実力と社会的影響力があった³⁴⁾。そしてその背景には、生活を大切にする個々人の生活問題への強い関心と、積極的姿勢があった。他国に比較し、早期に実現した短時間労働をはじめとする労働条件の改善、余暇利用への国民の積極的態度は、ある側面でフランス経済の生産力を抑制する一因となり、新しい管理体制を生み出すことを余儀なくされたといわれている。しかし、この生活防衛の姿勢、特に企業責任の確認は、資本主義社会で社会保障の水準を保つ鍵となってきた。

第3に、社会保障・社会福祉制度の運営上の特色があげられる。関係官庁の長がピラミッドの頂点となり垂直型に構成されるわが国の場合とは組織上・運営上の違いがみられる。例えば、疾病保険金庫、老齢保険金庫、家族手当金庫という国の行政機構からは独立した組織があり、各制度が管理されている。これは、中央→地方→県という金庫の全国管理方式で、ここで保険料の管理および関連の保健福祉活動が実施されている。その運営は、当事者（被保険者と使用者）の代表により、民主的に行われている³⁵⁾。歴史的には、被保険者の単独運営の時期もあり、労働組合運動においても社会保障制度の自主管理は目標とされていた³⁶⁾。全く国の公的組織でもなく、企業等私的団体のものでもないその中間にある公衆的・公共的な組織が、社会保障、そして一部の社会福祉活動（公的な社会扶助制度を除く）の運営主体となったことは興味深い。そして、その運営の中心に被保険者自身が国民の生活要求運動主体としての労働組合の党派別構成で参加している。フランス革命以来、人民主義とは異なるブルジョア自由主義の中で、自由と（形式的）平等を柱に成立した市民社会は、このように国家からも私企業からも独立した公共

的な集団社会を基盤に想定していた。そこでの個人は、自立した生活力と精神力を要求されている³⁷⁾。そうした自立した個人の集まりを基軸とした家庭生活、地域社会そして市民社会を連带的に形成していく志向は、社会保障制度の運営組織にも明白にみられる。フランスの社会保障・社会福祉制度で、スローガンにされる“連帯”の思想は、「自助の確認とその限界から生み出された英米の社会保障理念」とも、「飴と鞭」の政策としてのビスマルクの社会保険思想」とも、経済的契機としては共通の、しかし社会的契機としては、異質の土台の上に成り立っている³⁸⁾。特にフランスにおいて、強い中央行政組織³⁹⁾と、個人の連帯からなる同じく強い地域活動組織の併存、両者の対抗連繋の中で生み出される独特な方法は、社会保障・社会福祉の分野での、社会保障・連帯省等の関係官庁と諸金庫の関係、その運営組織の中にもみられる。

おわりに

フランスにおける社会保障・社会福祉制度の形態の独自性とその歴史的規定要因をみると、その背後には、フランスの生活文化の強い影響がみられた。20世紀初頭、植民地を保有しそこから集まる利潤の恩恵を、フランス本土の人々が集中的に受けることのできた時代には、生活文化と生活保障が未熟で限定付ではあれ両立する条件があった。戦後30年間も、経済計画の導入、国営企業の増加で、その速度をゆるめつつも、フランス人の生活文化はその独自性をある程度守ってきた。そしてその実現を可能にする社会保障・社会福祉制度も量的には拡大・発展した。しかし、現在フランスにおいて、生活文化も社会保障・社会福祉制度も

34) 1884年ワルデック・ルソー法以来、次々に結成されたC.G.T., CGT-FO, CFDT, CFTC, CGC等の労働組合が、活発な活動をしている。平井和秀著「フランス社会と労働」日刊労働通信社、1969年参照。

35) 金庫の運営委員会は、同数の被保険者代表（労働組合別に代表される）、雇用者の代表により構成されている。

36) 平井和秀著「フランスの社会と労働」日刊労働通信社、1969年参照。

37) G. Duby et R. Mandrou, Histoire de la civilisation française, 2 vol, 1958 (前川貞次郎他訳『フランス文化史』全3巻、人文書院、1969)。

38) ラロックは「職業間の連帯」、ジスカルは「家族の中での連帯」、ミッテランは「世代間の連帯」、そして「闘争の連帯」を強調している。

39) Pierre Legendre, 'Histoire de l'administration, de 1750 à nos jours', Press Universitaires de France, 1968.

その固有の性格を失い始めようとしている。例えば経済的必要から積極的に受け入れた旧植民地からの出稼ぎ労働者の数は膨大になり⁴⁰⁾、彼らの生活保障の緊急の新たな問題だけでなく、伝統的なフランス人の生活文化とは全く異なる生活様式をもつ移入者との文化的葛藤が、米国における黒人問題同様深刻化している。例えばフランス人の少数精鋭主義の児童養育観と高生活水準維持の願望を暗黙の前提に、人口促進策としての意味も強く発展した家族手当の受給者として、現在大家族主義のアラブ人の多子家族が多額の支給を受けている。そしてこのことへのフランス人の反発がある。長い歴史の中で、数々の工夫をかさね積み上げられてきたフランスの生活文化と社会保障・社

会福祉制度に共通する「外力に対しての強い抵抗力と自己保存力、さらに新しい展開への多角的で革新的な見通し力」が、この事態をどう積極的に切り開いていくか。われわれは、今後の動向を生活文化との関わりで見守ると同時に、従来の諸制度への検討も同じ視点から深めていかねばならない。

(付記) 本稿は、昭和56年11月に行われた日本女子大学みどり会主催講演会「フランスの文化と社会福祉」での筆者の講演内容を骨子に加筆したものです。ここで中鉢正美教授、一番ヶ瀬康子教授に謝意を表します。

(まつむら さちこ・群馬大学教育学部専任講師)

40) フランスにおける外国人の数は、1977年420万5,303人、1978年423万6,994人、1979年417万353人である。従来からのスペイン、ポルトガル、チュニジア等からの移入に加え、1975年からは東南アジアからの移入も増えている(ベトナム、カンボジア)。